

## 重 要 事 項 説 明 書

記入年月日	令和 7年 7月 1日
記入者名	南 佑果
所属・職名	リハリビング明石西・管理者

### 1. 事業者の概要

種類	法人	※法人の場合、その種類	株式会社		
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃせらぴっと 株式会社セラピット				
主たる事務所の所在地	〒651-2109	兵庫県神戸市西区前開南町2丁目13-14			
連絡先	電話番号	078-945-6500			
	FAX番号	078-945-6501			
	ホームページアドレス	<a href="http://www.reha-reha.jp/">http://www.reha-reha.jp/</a>			
代表者	氏名	大浦 由紀			
	職名	代表取締役			
設立年月日	平成 15年 3月 25日				
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)				

### 2. 有料老人ホーム事業の概要

名 称	(ふりがな) りはりびんぐあかしにし リハリビング明石西	
所在地	〒674-0059	兵庫県明石市大久保町茜3丁目15-4
主な利用交通手段	最寄駅	J R 山陽本線 大久保 駅から神姫バス (バス停) 茜南
	最寄駅からの交通手段と所要時間	大久保駅からバスにて4分 茜南下車徒歩3分
連絡先	電話番号	078-937-1516
	FAX番号	078-937-1517
	ホームページアドレス	<a href="http://www.reha-reha.jp/">http://www.reha-reha.jp/</a>
	メールアドレス	—
管理者	氏名	南 佑果
	職名	管理者
建物の竣工日	平成 29年 5月 17日	
有料老人ホーム事業の開始日	平成 29年 6月 1日	
同一建物で有料老人ホーム事業を行っていた場合、当初開始日	平成 年 月 日	

## (類型)【表示事項】

住宅型

## 3. 建物概要

土 地	敷地面積	1338.92 m <sup>2</sup> (公簿・実測)									
	所有関係	事業者が賃借する土地									
		契約期間	有 ( 2017年 5月 18日 ~ 2047年 5月 31日 )								
建 物	規模	契約の自動更新									
		地上 3 階建 1 棟									
		延床面積	全体	1797.63 m <sup>2</sup>							
建 物	構造		うち、有料老人ホーム部分	1198.42 m <sup>2</sup>							
	重量鉄骨造										
	耐火構造										
居室の状況	居室区分 【表示事項】	事業者が賃借する建物									
		契約期間	有 ( 2017年 5月 18日 ~ 2047年 5月 31日 )								
		契約の自動更新									
居室の状況	居室区分 【表示事項】	全室個室									
		便所	浴室	台所	面積	室数・戸数					
		タイプ 1	有	無	18.68 m <sup>2</sup>	18					
居室の状況	居室区分 【表示事項】	タイプ 2	有	無	18.75 m <sup>2</sup>	18					
		一般居室個室									
		一般居室相部屋									
共用施設	共用便所における便房	2 か所	うち男女別の対応が可能な便房			0 か所					
			うち車椅子等の対応が可能な便房			2 か所					
		4 か所	個室			2 か所					
			リフト浴 (介助浴槽)			2 か所					
消防用設備等	食堂					2					
	入居者や家族が利用できる調理設備					2					
	エレベーター	1 基									
消防用設備等	消火器					有					
	自動火災報知設備					有					
	火災通報設備					有					
	スプリンクラー					有					
	防火管理者					有					
	防災計画					有					
その他											

#### 4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	いつまでもいきいきと暮らし続けることができるよう、介護予防に重点を置き、現存する能力を発揮していただきながら自立生活に向けたトータルサポートを行います。
サービスの提供内容に関する特色	運動や趣味活動による身体機能維持や認知症予防に資する取り組みを行います。
入浴、排せつ又は食事の介護	サービスの提供あり（設置者が自ら実施）
食事の提供	サービスの提供あり（委託）
洗濯、掃除等の家事の供与	サービスの提供あり（設置者が自ら実施）
健康管理の供与	サービスの提供あり（設置者が自ら実施）
安否確認又は状況把握サービス	サービスの提供あり（設置者が自ら実施）
生活相談サービス	サービスの提供あり（設置者が自ら実施）

(医療連携の内容)

医療支援		<input type="checkbox"/> 救急車の手配 <input checked="" type="checkbox"/> <del>入退院の付き添い</del> <input checked="" type="checkbox"/> <del>通院介助</del> <input type="checkbox"/> その他（訪問診療医の確保等）
協力医療機関	1	名称 まついクリニック 住所 兵庫県明石市大明石町1丁目12-6 診療科目 内科、神経内科 協力内容 訪問診療、健康相談
	2	名称 住所 診療科目 協力内容
協力歯科医療機関		名称 津川歯科診療所 住所 兵庫県明石市大久保町大窪945-1 協力内容 訪問診療、健康相談

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	<input type="checkbox"/> 自立している者 <input type="checkbox"/> 要支援の者 <input type="checkbox"/> 要介護の者
留意事項	他入居者への迷惑行為がない方 自分の意思で外出した場合、自分で帰宅できる方
契約の解除の内容	【リハリビング明石西 入居契約書第16条1項～5項記載のとおり。具体的な内容は以下のとおりです。】

- 1 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
- 一 賃料支払義務（入居契約書第5条1項）
  - 二 管理共益費支払義務（入居契約書第6条2項）
  - 三 基本サービス費支払義務（入居契約書第9条4項）
  - 四 リハリビングサービス料支払義務（入居契約書第10条第3項）
  - 五 支払一時代行支払義務（入居契約書第11条第2項）
  - 六 入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担義務（入居契約書第15条1項後段）
- 2 事業者は、入居者が次に掲げる義務に違反した場合において、事業者が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 入居物件の使用目的遵守義務（入居契約書第4条）
  - 二 入居契約書第13条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、入居契約書別表第1第六号から第八号までに掲げる行為に係るものを除く。）

#### 【入居契約書第13条】

- 1 乙は、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は、乙自身が甲の役員、甲の従業員及び甲の関係者に対して暴言や暴力等の迷惑行為を行うことや、乙の近親者が甲の役員、従業員及び甲の関係者に対して暴言や暴力行為等の迷惑行為をさせてはならない。
- 4 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。
- 6 乙は、本物件の使用に当たり、別表第3に掲げる行為を行う場合には、甲に通知しなければならない。

#### 三 その他入居契約書に規定する入居者の義務

3 事業者は、入居者が年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって入居物件に入居したときは、入居契約を解除することができる。

4 事業者又は入居者の方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、入居契約を解除することができる。

一 入居契約書第12条に反する事実が判明した場合

**【入居契約書第12条】**

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- 二 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

- 二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合

5 事業者は、入居者が入居契約書別表第1第六号から第八号までに掲げる行為を行った場合には、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

**(入居契約書別表)**

**別表第1（第13条第3項関係）**

- 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品、電気ストーブ、ガスストーブ、線香、お香など発火、発煙の可能性があるもの等を製造又は保管すること。
- 二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
- 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
- 四 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
- 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。

	<p>六 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。</p> <p>七 本物件又は本物件の周辺において、粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。</p> <p>八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。</p> <p>九 上記のほか、騒音、振動、不潔行為、臭い、セクハラ、いじめ、暴言、暴力等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけることや近隣又は他の入居者が嫌がる行為をすること。</p>				
<p>別表第2（第13条第4項関係）</p> <p>一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと。</p> <p>二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。</p> <p>三 鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物以外の犬、猫等の動物（別表第1第五号に掲げる動物を除く。）を飼育すること。</p> <p>四 頭書（6）に記載する同居人に新たな同居人を追加すること。</p> <p>別表第3（第13条第5項関係）</p> <p>一 外泊により本物件を留守にすること。</p> <p>二 安否確認がある時間帯に留守にすること。</p>					
設置者から解約を求める場合	<table border="1"> <tr> <td>解約条項</td><td>なし 但し、設置者からの契約解除条項について、上述のとおり。</td></tr> <tr> <td>解約予告期間</td><td></td></tr> </table>	解約条項	なし 但し、設置者からの契約解除条項について、上述のとおり。	解約予告期間	
解約条項	なし 但し、設置者からの契約解除条項について、上述のとおり。				
解約予告期間					
入居者からの解約予告期間	30日				
体験入居	無				
入居定員	36人				
その他					

## 5 職員体制

(職種別の職員数)

	職員数（実人数）			常勤換算人数※
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	0	1	0.56
生活相談員	13	0	13	4.25
直接処遇職員	0	0	0	0
うち介護職員	0	0	0	0
うち看護職員	0	0	0	0
機能訓練指導員	0	0	0	0
計画作成担当者	0	0	0	0
栄養士	0	0	0	0
調理員	0	0	0	0
事務員	0	0	0	0
その他職員	0	0	0	0
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数				40 時間

※ 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。

(職員が有している資格の総数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	11	0	11
実務者研修の修了者	1	0	1
初任者研修の修了者	0	0	0
看護師又は准看護師	2	0	2

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0
柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0

(夜勤を行う看護・生活相談員の人数)

夜勤帯の設定時間		17時 30分～ 8時 30分
	平均人数	最小時人数（休憩者等を除く）
看護職員	0人	0人
生活相談員	0人	0人

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務								有			
	業務に係る資格等		有									
			※ 有の場合、資格等の名称				介護福祉士					
	看護職員		介護職員		生活相談員		機能訓練指導員		計画作成担当者			
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤		
前年度1年間の採用数	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0		
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0		
員の人数 業務に従事した経験年数に応じた職	1年未満	0	0	0	0	0	2	0	0	0		
	1年以上3年未満	0	0	0	0	0	2	0	0	0		
	3年以上5年未満	0	0	0	0	0	6	0	0	0		
	5年以上10年未満	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
	10年以上	0	0	0	0	0	2	0	0	0		
従業者の健康診断の実施状況									有			

## 6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態		建物賃貸借方式
利用料金の支払い方式		月払い方式
年齢に応じた金額設定		無
要介護状態に応じた金額設定		無
入院等による不在等における利用料金（月払い）の取扱い		入退去時に限り、賃料、管理共益費及び基本サービス費は、1か月に満たない期間の利用料金を、1か月を30日として日割計算した額とする。その他の利用料金に関しては減額なし
利用料金の改定	条件	・土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合</li> <li>・近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合</li> <li>・消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により基本サービス費及びリハビリティングサービス費が不相当となった場合</li> </ul>
--	--	--

(利用料金のプラン)

(税込)

入居者の状況	要介護度	一	一		
	年齢	一	一		
居室の状況		タイプ1	タイプ2	タイプ	タイプ
床面積		18.68 m <sup>2</sup>	18.75 m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
便所		有	有	有／無	有／無
浴室		無	無	有／無	有／無
台所		無	無	有／無	有／無
入居時点で 必要な費用	前払金	0円	0円	円	円
	敷金	150,000円	150,000円	円	円
月額費用の合計		196,300円	196,300円	円	円
家賃		75,000円	75,000円	円	円
サービス費用	特定施設入居者生活介護等の費用	なし	なし	円	円
	介護保険外	基本サービス費	25,000円	円	円
		食費	63,300円	円	円
		管理費	33,000円	円	円
		介護費用	個人	円	円
		光熱水費	一	円	円
	スマイルサービス	リハビリティング 入居契約等契 約書にて選択 したプランの とおり ・通常プラン 220円／1ス マイル（5 分）	リハビリティング 入居契約等契 約書にて選択 したプランの とおり ・通常プラン 220円／1ス マイル（5 分）	円	円

			・A プラン 19,800 円／月 (120 スマイル／月以下の場合。120 スマイルを超えた場合には、1スマイルあたり 220 円) ・B プラン 39,600 円／月 (240 スマイル／月以下の場合。240 スマイルを超えた場合には 1スマイル当たり 220 円)	・A プラン 19,800 円／月 (120 スマイル／月以下の場合。120 スマイルを超えた場合には、1スマイルあたり 220 円) ・B プラン 39,600 円／月 (240 スマイル／月以下の場合。240 スマイルを超えた場合には 1スマイル当たり 220 円)		
		外部サービス	リハリビング入居契約等契約書にて選択したプランのとおり	リハリビング入居契約等契約書にて選択したプランのとおり		
都度払いとなるサービス		有	有	有／無	有／無	

(利用料金の算定根拠)

費　　目	算　　定　　根　　拠
家賃	運営会社が支払う家賃に加え、修繕費、管理事務費等に相当する額を基礎として算定し近傍同種の住宅の相場を勘案し算定。
敷金	家賃の 2か月分
介護費用	
管理費	共有スペースの冷暖房費、共有部分清掃費、エレベーターの維持管理費
食費	委託先からの仕入れ値により算定。
光熱水費等	各戸管理共益費に含む、オール電化のためガス設備なし。
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	リハリビング入居契約等契約書記載のとおり。

## 7. 入居者の状況

(入居者の人数)

性別	男性	10人	女性	23人
年齢別	65歳未満	0人	65歳以上 75歳未満	2人
	75歳以上 85歳未満	6人	85歳以上	28人
要介護度別	自立	0人	要支援1	1人
	要支援2	7人	要介護1	7人
	要介護2	5人	要介護3	4人
	要介護4	4人	要介護5	5人
入居期間別	6か月未満	2人	6か月以上 1年未満	3人
	1年以上 5年未満	18人	5年以上 10年未満	10人
	10年以上 15年未満	0人	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	88.1歳
入居者数の合計	33人
入居率※	91%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られる割合。	
なお、一時的に不在となっている者も入居者に含みます。	

(前年度における退去者の状況)

退去先別の人数	自宅等	0人	社会福祉施設	3人
	医療機関	0人	死亡者	12人
	その他	0人		
生前解約の状況	施設側の申し出		0人	
	(解約事由の例)			
	入居者側の申し出		0人	
	(解約事由の例)		自宅へ戻られる、施設入所	

## 8. 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口の名称	リハリビング明石西		株式会社セラピット
電話番号	078-937-1516		078-945-6500
対応している時間	平日	8:30～17:30	8:30～17:30
	土曜	8:30～17:30	
	日曜・祝日	8:30～17:30	
定休日	なし		土曜・日曜・12月30～1月3日

(利用者からの苦情に対応する外部窓口等の状況)

窓口の名称	明石市 高齢者総合支援室		あかし消費者センター
電話番号	078-918-5091		078-912-0999
対応している時間	平日	8:55～17:40	火～金 9:00～16:00
	土曜		9:00～16:00

	日曜・祝日		
定休日	土曜・日曜・祝日・年末年始	日曜・月曜・祝日・年末年始	

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	加入済み		
	※ 1 の場合	加入する保険会社の名称	あいおいニッセイ同和損保
		加入する保険の名称	介護保険・社会福祉事業者総合保険
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	対応あり（事故対応及びその予防のための指針あり）		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等の利用者の意見等を把握する取組の状況	1 取組あり 2 取組なし		
	※ 1 の場合	実施日・開始日 結果の開示	R6年 10月 1 あり( ) 2 なし
第三者による評価の実施状況	1 実施済み 2 未実施	実施日 評価機関名称	
	※ 1 の場合	結果の開示	1 あり( ) 2 なし

#### 9. 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	入居希望者に交付
管理規定	入居希望者に公開 ・ 入希望者に交付
事業収支計画書	公開していない
財務諸表の要旨	公開していない
財務諸表の原本	公開していない

#### 10. その他

運営懇談会	設置済み	
	開催頻度	年 2 回
提携ホームへの移行	移行なし	
有料老人ホーム設置時の老人福祉法第29条第1項に規定する届出	1 届出あり 3 届出なし( )	2 届出なし

有料老人ホーム設置運営指導指針「第5章 規模及び構造設備」への適合状況 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 不適合事項あり（代替措置を実施済み） <input type="checkbox"/> 不適合事項あり（将来の改善計画策定済み） <input type="checkbox"/> 不適合事項あり（1又は2以外） <input type="checkbox"/> 不適合事項なし <input checked="" type="checkbox"/> 有料老人ホーム以外の制度に基づく構造設備
※ 5の場合、構造設備の基準となる制度の名称	<input type="checkbox"/> サービス付き高齢者向け住宅登録制度（登録済み） <input type="checkbox"/> 高齢者専用賃貸住宅登録制度（登録済み）
有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく指導の有無 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 指導事項あり（過去1年以内に指導） <input type="checkbox"/> 指導事項あり（未改善のまま、指導から1年経過） <input checked="" type="checkbox"/> 指導事項なし
※ 1又は2の場合、指導内容	

添付書類：別添1（設置者が別に実施する介護サービス一覧表）

別添2（個別選択によるサービス一覧表）

様

説明年月日 令和 年 月 日

説明者署名

\_\_\_\_\_

別添1 設置者が明石市内で実施する他の介護サービス

介護サービスの種類	事業所の名称	所在地
<居宅サービス>		
訪問介護	有	スイフトステーション リハ・リハ
訪問入浴介護	無	
訪問看護	有	訪問看護ステーション リハ・リハ明石
訪問リハビリテーション	無	
居宅療養管理指導	無	
通所介護	有	アクティブスタジオ リハ・リハ
通所リハビリテーション	無	
短期入所生活介護	無	
短期入所療養介護	無	
特定施設入居者生活介護	無	
福祉用具貸与	無	
特定福祉用具販売	無	
<地域密着型サービス>		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	無	
夜間対応型訪問介護	無	
認知症対応型通所介護	無	
小規模多機能型居宅介護	無	
認知症対応型共同生活介護	無	
地域密着型特定施設入居者生活介護	無	
看護小規模多機能型居宅介護	有	ステディホーム リハ・リハ
地域密着型通所介護	無	
居宅介護支援	有	イルプラン リハ・リハ
<居宅介護予防サービス>		
介護予防訪問サービス	有	スイフトステーション リハ・リハ
介護予防訪問入浴介護	無	
介護予防訪問看護	有	訪問看護ステーション リハ・リハ明石
介護予防訪問リハビリテーション	無	
介護予防居宅療養管理指導	無	
介護予防通所サービス	有	アクティブスタジオ リハ・リハ
介護予防通所リハビリテーション	無	
介護予防短期入所生活介護	無	
介護予防短期入所療養介護	無	

介護予防特定施設入居者生活介護	無		
介護予防福祉用具貸与	無		
特定介護予防福祉用具販売	無		
<地域密着型介護予防サービス>			
介護予防認知症対応型通所介護	無		
介護予防小規模多機能型居宅介護	無		
介護予防認知症対応型共同生活介護	無		
介護予防支援	無		
<介護福祉施設>			
介護老人福祉施設	無		
介護老人保健施設	無		
介護療養型医療施設	無		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含）の指定の有無					無	
特定施設入居者生活介護費で実施するサービス（利用者一部負担※1）	個別の利用料で実施するサービス				備考※4	
	(利用者が全額負担)	包含※2	都度※2	料金※3		
<b>介護サービス</b>						
食事介助	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
排泄介助・おむつ交換	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
おむつ代	有	○	種類によって異なる			
入浴（一般浴）介助・清拭	無					
特浴介助	無					
身辺介助（移動・着替え等）	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
機能訓練	無					
通院介助	無					
<b>生活サービス</b>						
居室清掃	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
リネン交換	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
日常の洗濯	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
居室配膳・下膳	無					
入居者の嗜好に応じた特別な食事	無					
おやつ	無					
理美容師による理美容サービス	無					
買い物代行	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		
役所手続き代行	無					
金銭・貯金管理	無					
<b>健康管理サービス</b>						
定期健康診断	無					
健康相談	有	○				
生活指導・栄養指導	無					
服薬支援	有	○	220円	5分毎の料金 (スマイルサービス通常プラン)		

生活リズムの記録(排便・睡眠等)		無				
入退院時・入院中のサービス						
移送サービス		無				
入退院時の同行		無				
入院中の洗濯物交換・買い物		無				
入院中の見舞い訪問		無				